

## 消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

### 音声ガイダンスを利用した架空請求に気をつけて！

#### 【事例1】

知らない電話番号から携帯電話に着信があった。心当たりはなかったが、本当に自分への用事だった可能性も捨てきれなかったので折り返すと、「有料サイトの利用料金が未納になっている。このままでは強制執行になる、利用料金を知りたければ1を、強制執行を停止したければ2を押してください。」と女性の声で自動音声が流れた。有料サイトを利用した覚えはなかったものの、咄嗟に1を押してしまったが、呼び出し音が鳴るだけで応答はなかった。どうしたらよいか。不安だ。

#### 【事例2】

自宅の固定電話に、実在する郵便事業者を称し、自動音声で電話がかかってきた。「あて先不明で戻ってきたので1番を押してください。」と案内されたが、不審なので押さずに切った。本当に実在する事業者だったのか。

携帯電話や固定電話の着信に出たり、折り返しかけたりしたところ、自動音声で「有料サイトの利用料が未払いになっている。このままでは訴訟の準備に入る。」などと言われ、その音声ガイダンスに従ってダイヤルをプッシュしていくと、最終的に個人情報を聞き取られたり、身に覚えのない料金を請求されたりした、というケースがあります。

このような被害を未然に防ぐためには次の点に注意が必要です。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ① 非通知や見知らぬ電話番号には、なるべく出たりかけ直したりはしないようにしましょう。やむを得ず出たりかけ直したりしなければならない場合は、事例のような相手が出ることをあらかじめ想定しておきましょう（出た場合は落ち着いて②③の対処を）。
- ② 「訴訟を起こす」などと言われ不安になってしまっても、決して金銭の要求に応じてはいけません。身に覚えのない請求は無視しましょう。
- ③ 他にも、音声ガイダンスを使って、公共機関をかたり、給付金等の支給などと言って個人情報を取得しようとする手口もあります。  
疑問や不安を感じたときは、まずお住いの自治体の消費生活相談窓口に相談しましょう。局番なしの188（いやや！）番で、お近くの公的な相談窓口につながります。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

**<三芳町消費生活相談センター>**

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）